

令和 2 年度

大田市財政健全化審査意見書
公営企業会計経営健全化審査意見書

大田市監査委員

監 第 4 1 号

令和3年8月20日

大田市長 楫野弘和様

大田市監査委員 富田正治

大田市監査委員 塩谷裕志

令和2年度大田市財政健全化審査意見及び
公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度大田市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、別紙のとおり意見を付して提出します。

【 目 次 】

第1. 審 査 の 対 象	1
第2. 審 査 の 期 間	1
第3. 審 査 の 概 要	1
第4. 審 査 の 結 果	1
(1) 総 合 意 見	1
(2) 個 別 意 見	2
(3) 是正改善を要する事項	3

令和2年度大田市財政健全化及び 公営企業会計経営健全化審査意見書

第1. 審査の対象

令和2年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2. 審査の期間

令和3年7月26日から令和3年8月20日まで

第3. 審査の概要

この審査に当たっては、大田市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行うとともに、担当者の説明を聴取し審査した。

第4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次に、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においてはいずれも赤字額はなく、比率算定の要件に該当しなかった。実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回っている。

また、令和2年4月から地方公営企業法の財務事務に関する規定の適用となった下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）を含む3公営企業（下水道事業・水道事業・病院事業）、及び法非適用2特別会計ともに、資金不足額は無い。

以上のことから、概ね適正に財政運営が行われているものと認められる。

財政状況は基金積立額が減少するなど、依然として厳しい状況にあることから、引き続き事務事業の優先度や緊急度を精査するなど、創意工夫をこらし将来を見据えた財政運営を行い、財政健全化並びに経営健全化に努められたい。

○ 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準	令和元年度	令和元年度 早期健全化基準
①実質赤字比率	-	12.91	20.00	-	12.93
②連結実質赤字比率	-	17.91	30.00	-	17.93
③実質公債費比率	12.7	25.0	35.00	13.8	25.0
④将来負担比率	87.3	350.0		105.4	350.0

○ 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和2年度	経営健全化基準	財政再生基準	令和元年度
生活排水処理事業	-	20.0		-
農業集落排水事業	-			-
下水道事業	-			-
水道事業	-			-
病院事業	-			-

(2) 個別意見

○健全化判断比率

①実質赤字比率

普通会計における実質収支額は、293,741千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は前年度より92,716千円減少している。

②連結実質赤字比率

普通会計及びその他6特別会計の実質収支額と3公営企業会計(下水道事業・水道事業・病院事業)における資金不足・剰余額{流動資産-(流動負債-控除企業債等)-算入地方債の現在高}の合計額は、1,386,197千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は、前年度より103,804千円増加している。

内訳としては、普通会計で92,716千円の減少、国民健康保険事業を含め6特別会計で40,820千円の増加、及び3公営企業会計で155,700千円の増加となっている。

③実質公債費比率

実質公債費比率は、令和2年単年度は11.0%（令和元年度13.7%、平成30年度13.5%）、3ヶ年平均では前年度から1.1ポイント下がり12.7%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

なお、3ヶ年平均が前年度から1.1ポイント下がった要因は、普通会計が負担する元利償還金の減少及び下水道事業が地方公営企業法一部適用会計に移行されたことに伴い、繰入金から出資金等へと変更されたことなどから準元利償還金の合計額（標準財政需要額に算入された公債費等及び特定財源充当額を除く）が減少し、分子が前年度比17.0ポイント減となり、また、分母も標準財政規模（標準財政需要額に算入された公債費等を除く）の増に伴い、前年度比3.2ポイントの増となったことによる。

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき額から、充当可能な基金等の財源を控除した実質的な負担額の標準財政規模（標準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対する比率は87.3%（前年度105.4%）であり、早期健全化基準350.0%を下回っている。

なお、前年度より18.1ポイント下がった主な要因は、下水道事業が地方公営企業法一部適用会計に移行されたことに伴い、繰入金から出資金等に変更されたことから、分子の将来負担額が大きく減となったことなどによる。また、分母の標準財政規模（標準財政需要額に算入された公債費等を除く）が増となったことにもよる。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、生活排水処理事業、農業集落排水事業においては、いずれも実質収支額は0千円と収支の均衡が図られており、資金不足となっていないことから算定すべき要件に該当しない。

次に、公営企業会計となった下水道事業、並びに水道事業、病院事業における資金不足・剰余額は、下水道事業が64,901千円（皆増）、水道事業が584,981千円（前年度比較39,296千円の減少）で、病院事業は316,770千円（前年度比較130,095千円の増加）であり、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

なお、法非適用の2特別会計に対する一般会計からの繰入金の総額は、減少しており、基準外繰入金も減少している。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、各指標の分析をもとに、その変動要因の解消や現状の把握に努められ、適切な財政運営に取り組まれない。